

## 所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

株式会社スズキモーター和歌山  
和歌山県和歌山市狐島379

TEL 073-451-2151

FAX 073-453-1334

殿

(自動車の表示)

登録番号			
車台番号			
車名	登録(届出)年月	初度登録(届出)	型式
	年 月 日	年 月 日	

このたび、私の使用する上記車両について、貴社への所有権解除の照会および登録届出手続に関する一切の事項(登録届出書類の作成・登録届出行為・第三者に対する登録届出及び譲渡書類の引渡)について右記書類を添えて依頼いたします。回答結果は私、もしくは私に代わる下記受任者にご通知いたしますようお願いいたします。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決いたします。

年 月 日

依頼者(使用名義人または買主)

住所

氏名(自署) 印 電話番号

上記車両の所有権解除並びに手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼いたします。尚依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当方が責任をもって解決いたします。

年 月 日

受任者(回答書等送付先)

住所

社名(氏名)

(役職名) 印

電話番号

FAX番号

※上記のご照会・ご依頼の回答は、翌営業日以降となることもございますのでご了承ください。

### 所有権解除必要書類(証明書類は全て発効後3カ月以内のもの)

- ① 車検証または自動車検査証記録事項(コピー可。使用者及び所有者が確認できるもの。)
- ② 当書面原本(コピー不可)
- ③ 使用者の印鑑証明書(当書面に実印捺印時の場合)  
又は使用者が個人の場合は使用者の写真付公的証明書と認印でも可。

A 車検証住所と一致しない場合は連続性確認のため

- 個人→住民票・戸籍の附票  法人→登記簿謄本等

B 使用者名が合併・統合や結婚等で変わっている場合は連続性確認のため

- 個人→戸籍謄本(戸籍抄本)  法人→登記簿謄本等

C 使用者がお亡くなりになられている場合は、相続人の同意が必要です。

- 戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本等(死亡、相続人確認のため)  
 遺産分割協議書(相続人全員の署名、捺印。未誠人は親権者の捺印)  
又は遺産分割協議成立申立書および査定証  
 相続人、又は筆頭相続人の本人確認書類

その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

### ・残債の照会時にはご本人様の承諾意思確認裏付書類は必須です。

- ・上記必要書類をご提出いただいて後、ご依頼の回答をさせていただきます。
- ・証明書類の本籍部分は必要に応じて塗りつぶしてからご提出ください。  
(ただし、住所氏名等が確認できる状態をお願いいたします。)
- ・マイナンバーの記載がある書類は、マイナンバーを塗りつぶしてからご提出ください。

◎ 万一、FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において全ての責任を負っていただきますのでご注意ください。

株式会社スズキモーター和歌山 殿 年 月 日

確かに書類一式受領いたしました。

住所

社名(氏名)

(役職名) 印

(下に押印)

受付 所属長 入金確認 解除書類 業務確認 最終入力